

届出が必要な加算等の添付書類(訪問介護)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求められることがあります。

サービス名	加算等	添付書類	※既存算定事業所に係る令和6年4月以降の取扱い
訪問介護	通院等乗降介助	・道路運送法に基づく事業の許可書及び認可書	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす
	頻回の身体介護20分未満体制	・定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書(別紙8)	
	高齢者虐待防止措置実施の有無	なし	
	特定事業所加算	<p>※算定したい加算の要件をご確認いただき、該当する書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅳ)に係る届出書(別紙9) ・特定事業所加算(Ⅴ)に係る届出書(別紙9-2) ・別紙9、9-2の各要件を満たすことがわかる以下の各書類(任意様式) <p>●「体制要件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別研修計画表 <p>※加算Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ→全てのサービス提供責任者・訪問介護員の個別研修計画書</p> <p>※加算Ⅳの場合は全てのサービス提供責任者の個別研修計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催予定表 ・サービス提供責任者からの情報伝達様式 ・訪問介護員からの報告体制のわかる書類 <p>●「人材要件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1) <p>※訪問介護員等要件:前年度の平均を用いる場合は前年度分、前3月の平均を用いる場合は前3月分の参考様式1-1を添付すること</p> <p>※サービス提供責任者要件:加算算定開始月の参考様式1-1を添付すること</p> <p>●「重度要介護者等対応要件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算Ⅰ・Ⅲ)(別紙9-3) 	
	同一建物減算	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内建物等に居住する者への提供 ・同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上→訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10) ・同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上)→添付書類なし 	新たな届出がない場合は「1:非該当」とみなす。
	口腔連携強化加算	・口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
	認知症専門ケア加算	・認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12)	
	介護職員等処遇改善加算	<p>提出書類については、下記のホームページをご確認ください。</p> <p>ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 高齢福祉・介護保険 > 介護事業者のみなさまへ > 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について</p> <p>URL: http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/syogukaizenpage.html</p>	左記URLをご確認ください。
割引	・指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について(別紙5)		

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

中山間地域等における 小規模事業所加算(地 域に関する状況)	なし
LIFEへの登録	なし

※ 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当型サービスは、別紙3-3、別紙1-4-2及び必要な添付書類の提出が別途必要です。